

令和7年度第3回丸亀市国民健康保険運営協議会次第

令和8年1月29日（木）午後4時00分～

ひまわりセンター4階 研修会議室1・2

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 諮問「丸亀市国民健康保険税の見直しについて」

(3) 報告事項

報告第1号「令和7年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見通し」

報告第2号「令和8年度丸亀市国民健康保険特別会計予算の見通し」

報告第3号「令和7年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見通し」

報告第4号「令和8年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見通し」

報告第5号「国民健康保険税の改定について」

報告第6号「今後の制度改正について」

4. その他

5. 閉 会

諮問 「丸亀市国民健康保険税の見直しについて」

1. 子ども・子育て支援金の賦課方式・税率等について

- 賦課方式は、3方式(所得割・均等割・平等割)とする。
- 税率等は、県が丸亀市に示す標準保険料率を基本とする。

2. 令和8年度 子ども・子育て支援納付金額・標準保険料率について

- 香川県から通知(令和8年1月13日)

【子ども・子育て支援納付金額】 56,745,019円

【標準保険料率】

所得割率 0.26% / 均等割額 1,107円

18歳以上均等割額 60円 / 平等割額 716円

※賦課限度額・・・3万円の予定(令和7年12月26日厚生労働所通知)

3. 答申書(案)

別紙(案)のとおり

4. 今後のスケジュール

令和8年2月9日(月) 和田会長から市長への答申(予定)

7 丸国運第 号
令和 8 年 月 日

答 申 書 (案)

丸亀市長 松永 恭二 様

丸亀市国民健康保険運営協議会
会 長 和 田 節 代

丸亀市国民健康保険税の見直しについて (答申)

令和 7 年 7 月 31 日付 7 健保第 1207 号で諮問されました標記の件について、令和 7 年 7 月 31 日、12 月 18 日、令和 8 年 1 月 29 日の 3 回にわたり審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申

丸亀市国民健康保険税 (子ども・子育て支援金分) の賦課方式・税率等は、次のとおりとすることが適当である。

(1) 賦課方式について

3 方式 (所得割・均等割・平等割) とすること。

(2) 税率等について

香川県が丸亀市に示す標準保険料率を基本とすること。

2 答申理由

子ども・子育て支援金制度は、社会全体で子どもや子育て世帯を支えていく新しい分かち合い・連帯の仕組みとして創設された。令和 8 年度以降、医療保険者は医療保険の保険

料とあわせて、子ども・子育て支援金を被保険者から徴収し、支援納付金を県に納付する。医療保険者が被保険者から徴収する子ども・子育て支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえて各医療保険者が支援納付金の額に照らし、保険者が設定するとされている。

そこで、今回の丸亀市国民健康保険税の見直しに当たっては、子ども・子育て支援金制度の主旨や内容について確認しつつ、賦課方式の在り方や税率等について議論を重ねてきた。子ども・子育て支援金の賦課方式は、丸亀市国民健康保険税における現行の方式や、第2期香川県国民健康保険運営方針を基に3方式が適当であると判断した。また、子ども・子育て支援金の税率等は、支援納付金額を確保するため必要な税率等である標準保険料率を基本とすることが適当であると判断した。

3 付帯意見

子ども・子育て支援金制度は、こどもや子育て世代を全世代で支える新しい仕組みであり、制度の導入により被保険者にとっては新たな負担の増加となる。そのため、被保険者に十分な周知をしていただき、広く理解を得られるよう努めていただきたい。

資料1

報告第1号 令和7年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見通し

【歳入】	(千円)		(千円)	
	当予算	3月補正 見込	当予算	3月補正 見込
1 保険税	1,909,900	▲ 31,720	234,869	▲ 10,700
一般分	1,909,900	▲ 31,720	162,653	▲ 9,800
退職分	60	0	71,788	▲ 900
2 一帯負担金	1	0	428	0
3 費用料及び手数料	360	0	8,928,728	0
4 国庫支出金	0	0	8,850,000	0
5 歳費交付金	0	0	0	0
6 県支出金	9,062,890	▲ 4,249	50	50
保険給付費等交付金	9,062,890	▲ 4,249	8,850,050	0
・普通交付金	8,897,000	0	100	100
・特別交付金	165,890	▲ 4,249	28,578	28,578
その他(産婦補助)	0	0	40,000	40,000
7 財産収入	2	162	10,000	10,000
8 繰入金	1,162,625	38,136	2,739,915	600,824
保険基盤安定繰入金	534,000	61,757	1,973,473	432,774
・保険控除減分	352,000	26,605	1,973,473	432,774
・保険者支援分	182,000	35,152	0	0
職員給与等繰入金	234,869	▲ 10,700	577,420	126,594
出賃光一帯繰入金	26,667	0	577,420	126,594
財政安定化支援事業	161,881	▲ 5,025	0	0
直営施設繰入金	95,068	▲ 1,500	189,022	41,456
地方単独事業費及増分	103,000	▲ 5,973	0	0
国庫交付金(赤字補填)	0	0	146,271	0
未収学引当等特別保険税繰入金	5,520	▲ 675	93,440	93,440
産前産後保険繰入金	1,620	252	15,411	15,411
財政調整基金繰入金	20,000	▲ 20,000	37,420	37,420
9 繰越金(前年度)	1	615,457	0	0
10 繰入金	24,821	▲ 9,000	2	162
繰入金合計	12,180,000	860	12,180,000	860
繰出合計	12,769,646	589,786	12,769,646	589,786

資料2

報告第2号 令和8年度丸亀市国民健康保険特別会計予算の見通し

【歳入】	(千円)		(千円)	
	当予算	3月補正 見込	当予算	3月補正 見込
1 保険税	1,959,500	49,200	1,959,500	49,200
一般分	1,959,400	49,250	1,959,400	49,250
退職分	10	▲ 50	10	▲ 50
2 一帯負担金	1	0	1	0
3 費用料及び手数料	300	▲ 60	300	▲ 60
4 国庫支出金	0	0	0	0
5 歳費交付金	0	0	0	0
6 県支出金	8,864,631	▲ 398,259	8,864,631	▲ 398,259
保険給付費等交付金	8,658,746	▲ 404,144	8,658,746	▲ 404,144
・普通交付金	8,512,114	▲ 384,886	8,512,114	▲ 384,886
・特別交付金	146,632	▲ 19,258	146,632	▲ 19,258
その他(産婦補助)	5,885	5,885	5,885	5,885
7 財産収入	3,081	3,079	3,081	3,079
8 繰入金	1,101,854	▲ 60,771	1,101,854	▲ 60,771
保険基盤安定繰入金	543,360	6,000	543,360	6,000
・保険控除減分	343,000	▲ 9,000	343,000	▲ 9,000
・保険者支援分	197,000	15,000	197,000	15,000
職員給与等繰入金	3,360	3,360	3,360	3,360
出賃光一帯繰入金	232,314	▲ 2,555	232,314	▲ 2,555
財政安定化支援事業	155,000	▲ 5,881	155,000	▲ 5,881
直営施設繰入金	95,680	3,612	95,680	3,612
地方単独事業費及増分	65,000	▲ 38,000	65,000	▲ 38,000
国庫交付金(赤字補填)	0	0	0	0
未収学引当等特別保険税繰入金	5,300	▲ 220	5,300	▲ 220
産前産後保険繰入金	1,200	▲ 420	1,200	▲ 420
財政調整基金繰入金	154,811	134,811	154,811	134,811
9 繰越金(前年度)	1	0	1	0
10 繰入金	24,821	0	24,821	0
繰入金合計	11,909,000	▲ 272,000	11,909,000	▲ 272,000
繰出合計	11,909,000	▲ 272,000	11,909,000	▲ 272,000

【歳出】	(千円)		(千円)	
	当予算	3月補正 見込	当予算	3月補正 見込
1 総務費	232,314	▲ 2,555	232,314	▲ 2,555
総務管理費	175,238	12,585	175,238	12,585
徴税費	56,766	▲ 15,082	56,766	▲ 15,082
運営協議会費	370	▲ 58	370	▲ 58
2 保険給付費	8,515,714	▲ 413,014	8,515,714	▲ 413,014
一般給付費	8,450,000	▲ 400,000	8,450,000	▲ 400,000
退職給付費	0	0	0	0
移送費	50	0	50	0
小計	8,450,050	▲ 400,000	8,450,050	▲ 400,000
保手当金	0	▲ 100	0	▲ 100
審査支払手数料	26,664	▲ 1,914	26,664	▲ 1,914
出産育児一時金	30,000	▲ 10,000	30,000	▲ 10,000
葬祭費	9,000	▲ 1,000	9,000	▲ 1,000
3 国庫事業費納付金	2,885,779	145,864	2,885,779	145,864
医療給付費	2,070,949	97,476	2,070,949	97,476
一般被保険者分	2,070,949	97,476	2,070,949	97,476
退職被保険者分	0	0	0	0
後期高齢者支基金等分	565,058	▲ 12,362	565,058	▲ 12,362
一般被保険者分	565,058	▲ 12,362	565,058	▲ 12,362
退職被保険者分	0	0	0	0
介護納付金	193,026	4,004	193,026	4,004
子ども・子育て支援金	56,746	56,746	56,746	56,746
4 財政安定化基金繰入金	0	0	0	0
5 保費事業費	134,472	▲ 11,799	134,472	▲ 11,799
特定健康診査等事業費	81,530	▲ 11,910	81,530	▲ 11,910
特定保健指導事業費	18,608	3,197	18,608	3,197
国民健康事業費	34,334	▲ 3,086	34,334	▲ 3,086
6 基金積立金	3,081	3,079	3,081	3,079
7 歳支金	133,640	6,425	133,640	6,425
償還金及び還付加算金等	11,240	0	11,240	0
繰入金(国庫等繰入金)	122,400	6,425	122,400	6,425
8 予備費	3,000	0	3,000	0
歳出合計	11,909,000	▲ 272,000	11,909,000	▲ 272,000

報告第5号 国民健康保険税の改定について 〈丸亀市国民健康保険税条例の一部改正（案）〉

1 概要

少子化対策を社会全体で支え、将来世代の成育環境を確保するための新たな仕組みとして、国において「子ども・子育て支援金制度」が創設される。この制度は、医療保険制度を活用し、被保険者全体で子育て施策を支える“分かち合い”の仕組みを導入するものであり、市町村国保においても「子ども・子育て支援金分」の納付金が新たに賦課されることとなる。

これに伴い、令和8年度より子ども・子育て支援金分の賦課限度額が新設され、政令においてその上限額が3万円と定められる予定である。本市においても、制度導入に合わせて子ども・子育て支援金分の新設に対応する。

あわせて、医療費の増加等に対応するため医療分基礎分の賦課限度額の引き上げや、軽減措置の対象を適切に判断するための軽減判定所得の基準額の見直しも国により行われることから、本市においても政令改正に整合させた改正を実施する。

2 内容

① 子ども・子育て支援金分の新設

所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割
0.26%	1,107万円	60円	716円

令和8年度の子ども・子育て支援金の税率等は、香川県から通知される標準保険料率（本算定分）とする。

② 賦課限度額…医療分の基礎分を66万円から67万円に引き上げる。

子ども・子育て支援金分の賦課限度額を3万円とする。

	医療分		③介護 納付金分	④子ども ・子育て 支援金分	①+②+③+④
	①基礎分	②後期高齢者 支援金分			
現行	66万円	26万円	17万円	なし	109万円
改定	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
引き上げ幅	+1万円	変更なし	変更なし	+3万円	+4万円

③ 軽減判定所得…国民健康保険税の5割軽減・2割軽減について軽減判定所得基準額の見直し。

・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。

・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる。

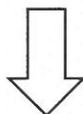
《詳細》

■軽減判定所得（現行）

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
＋30.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
＋56万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）



■軽減判定所得（改正案）

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
＋31万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
＋57万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する者

3 施行期日（予定）

令和8年4月1日

報告第6号 今後の制度改正について（予定）

1. 高額療養費制度(※)の見直しについて

※高額療養費制度…医療費の家計負担が重くならないよう、年齢や年収に応じて、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度

(1) 概要

高額療養費については、高齢化や高額薬剤の普及等により、その総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた。そこで、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から見直すもの。

(2) 見直しの考え方

負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行うこと、また、年齢ではなく能力に応じた全世代の支え合いの観点から、低所得高齢者への影響を極力抑制しつつ、70歳以上固有の制度である外来特例の見直しを行うことにより、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る。

(3) 見直しの内容

参考資料第209回社会保障審議会医療保険部会資料（R7年12月25日開催・厚生労働省）

【令和8年8月からの改正予定】

①各所得区分ごとの自己負担限度額を引き上げ

（注）多数回該当の金額は据え置き・・・長期療養者への配慮

②外来特例(70歳以上)の限度額を引き上げ

（注）住民税非課税区分に「外来年間上限」を導入・・・低所得者への配慮

③「年間上限」の導入

多数回該当に該当しない長期療養者への配慮。月単位の「限度額」に達しなくても「年間上限」に達した場合は、当該年において、それ以上の負担は不要

【令和9年8月からの改正予定】

①住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化・自己負担限度額の設定

②「年収200万円未満」の方の多数回該当の金額を引き下げ

住民税非課税ラインを若干上回る年収層である「年収200万円未満」への配慮

2. 入院時の食事・光熱水費（※）について

※入院したときは、診療にかかる費用とは別に、食事代を負担する。また、65歳以上の人が療養病床に入院したときは、生活療養費として食費と居住費(光熱水費)を負担する。

(1) 概要

食材費の高騰や光熱水費の上昇などが、医療現場の財政悪化の要因の一つとなっている。食事や光熱水費は、入院の有無にかかわらず、日常生活においても発生する費用であり、自己負担の適切な反映が求められることから見直すもの。

(2) 食事について

○入院時に必要な食費は、1食あたりの総額と自己負担額を国が定め、その差額を医療保険が負担している。

「食事療養基準額(総額)」－「標準負担額(自己負担額)」＝「入院時食事療養費(保険給付)」

○入院時の食事の「標準負担額(自己負担額)」は、食材料費の高騰を受け、令和6年6月より1食30円の引き上げ、令和7年4月より1食あたり20円の引き上げを実施済。

(医療区分・所得区分による配慮あり)

○令和7年4月に行った引き上げの検討時期と、令和7年4月～10月までを比較すると食材の物価は6.50%上昇。

【見直しの内容】

★入院時の食事の基準額(総額)を **40円引き上げ**。標準負担額(患者負担額)については、低所得者に一定の配慮を行う。

(3) 光熱水費について

○入院時に必要な光熱水費は、1日あたりの総額と自己負担額を国が定め、その差額を医療保険が負担している。

「生活療養基準額(総額)」－「標準負担額(自己負担額)」＝「入院時生活療養費(保険給付)」

○入院時の光熱水費の基準額は、平成18年度の制度創設時から据え置かれている。

○介護保険では、家計における光熱・水道支出を勘案し、令和6年度介護報酬改定から多床室の居住費の基準費用額・負担限度額を60円引き上げ済

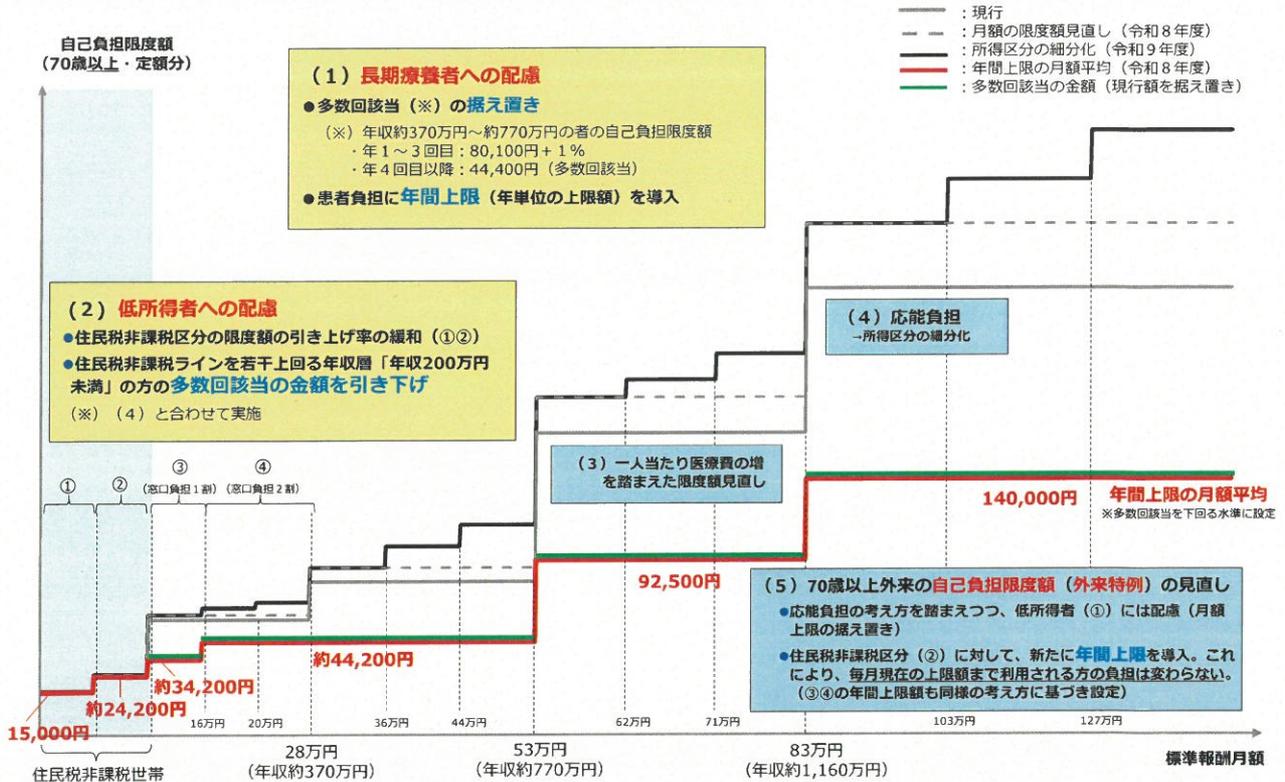
【見直しの内容】

★入院時生活療養の基準額(総額)を **60円引き上げ**。標準負担額(患者負担額)については、低所得者に一定の配慮を行う。

(4) 見直しの時期

(2)・(3)とも、令和8年6月～

高額療養費制度の見直しについて（イメージ）



高額療養費制度の見直しについて

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標額：127万円～)						342,000+1% <140,100>		—
約1,410～約1,650万円 (標額：103～121万円)	252,600+1% <140,100>	—	270,300+1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	303,000+1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,160～約1,410万円 (標額：83～98万円)						270,300+1% <140,100>		—
約1,040～約1,160万円 (標額：71～79万円)						209,400+1% <93,000>		—
約950～約1,040万円 (標額：62～68万円)	167,400+1% <93,000>	—	179,100+1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	194,400+1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約770～約950万円 (標額：53～59万円)						179,100+1% <93,000>		—
約650～約770万円 (標額：44～50万円)						110,400+1% <44,400>		—
約510～約650万円 (標額：36～41万円)	80,100+1% <44,400>	—	85,800+1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	98,100+1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約370～約510万円 (標額：28～34万円)						85,800+1% <44,400>		—
約260～約370万円 (標額：20～26万円)						69,600 <44,400>		28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標額：16～19万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	65,400 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標額：～15万円)				(※1)		61,500 <34,500>	410,000 (月額平均約34,200)	22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※1) 「～約200万円(標額：～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※2) 外来特例の対象年齢については、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。